

70歳から74歳までの方

「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します

チェック 

「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」は、「国民健康保険被保険者証」とともに、医療機関の窓口に提示してください。

提示いただくことにより、療養を受ける際に医療機関へ支払う医療費の一部負担金が、医療機関ごとに自己負担限度額までになります。また、低所得Ⅱ・Ⅰの方は入院時の食費も減額されます。

チェック 

この認定証は、**令和6年7月31日**が有効期限です。

引き続き交付できる方には、**7月中旬**に申請書を郵送します。



ホームページからオンラインでの申請も可能です (<https://logoform.jp/form/Ehiz/93847>)

75歳の誕生日を迎える方は、**誕生日の前日**が有効期限です。

後期高齢者医療制度の認定証を交付できる方には、**誕生月の前月末**に申請書を郵送します。

- ◆入院中の食事代や差額ベッド代、保険適用外の診療費などは、自己負担限度額には含まれません。
- ◆自己負担限度額は一医療機関ごとの金額です。同じ病院・診療所でも、医科と歯科および外来と入院は別計算となります。
- ◆複数の医療機関を受診された場合は、それぞれの医療機関で限度額まで負担してください。その場合、それぞれの医療機関で負担した金額を合算し、後日高額療養費として自己負担限度額との差額を支給します。
- ◆国民健康保険証の資格を喪失した場合には認定証はご返却ください。

〈担当・申請先〉 葛飾区国保年金課 給付係
 区役所3階 315窓口
 電話 03-5654-8212 (直通)

高額な医療費を支払ったときの自己負担限度額（月額）

70歳以上

負担割合	所得区分	適用区分	月ごとの自己負担限度額		
			外来のみ(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)	多数回該当(注3)
3割	課税所得 690万円以上	現役並みⅢ	252,600円+ (医療費の10割-842,000円)×1%		140,100
	課税所得 380万円以上 690万円未満	現役並みⅡ	167,400円+ (医療費の10割-558,000円)×1%		93,000
	課税所得 145万円以上 380万円未満	現役並みⅠ	80,100円+ (医療費の10割-267,000円)×1%		44,400
2割	課税所得 145万円未満 および未申告	一般	18,000円	57,600円	44,400
	住民税非課税 (注1)	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	
	住民税非課税 (注1)(注2)	低所得Ⅰ		15,000円	

(注1) 住民税非課税

同一世帯の国民健康保険加入者（擬制世帯主含む。）全員が住民税非課税世帯。

(注2) 低所得Ⅰの該当要件

世帯全員（擬制世帯主含む。）が住民税非課税（注1）かつ、各人の所得が、必要経費および控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いた時に0円になる世帯。

(注3) 多数回該当

直近12か月間で自己負担限度額以上の医療費を負担した月が3か月以上あった場合、4か月目より自己負担限度額が軽減されます。ただし、2割負担の世帯員が外来のみの受診を受けた場合、その月の自己負担額が自己負担限度額を超えていた場合でも、多数該当の回数には含みません。

一般病床への入院時の食費について

70歳以上

適用区分		食費(1食ごと)
現役Ⅰ～Ⅲ・一般		460円
低所得Ⅱ	過去1年間の入院日数90日以内	210円
	過去1年間の入院日数90日超	160円
低所得Ⅰ		100円

※難病の被保険者は、食費が1食260円となります。

※低所得Ⅱの該当者は、入院日数が過去12か月で90日を超えた場合、申請することで入院時の食費がさらに減額されます。詳しくは国保年金課給付係までお問い合わせください。